

東日本大震災により被害を受けられた方へ

(雑損控除における「損失額の合理的な計算方法」)

この度の東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

雑損控除の適用において、東日本大震災により被害を受けた住宅や家財、車両の損失額は、その損失の生じた時の直前におけるその資産の価額を基として計算することとされていますが、損害を受けた資産について個々に損失額を計算することが困難な場合には、次の「損失額の合理的な計算方法」により計算していただいてもよいこととしています。

1. 住宅に対する損失額の計算

① 取得価額が明らかな場合

住宅の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

(注) 1. 減価償却費の計算は、次のとおりです(以下同じです。)

$$\text{減価償却費} = \text{取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{経過年数} \text{ (1年未満の端数は、6月以上は1年、6月未満は切り捨てます。)}$$

なお、償却率は裏面の参考「住宅・自動車の償却率(旧定額法)」をご参照ください。

2. 保険金、共済金及び損害賠償金等で補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額となります(以下同じです。)

3. 被害割合については、被害状況に応じて、裏面の別表3「被害割合表」により求めた被害割合とします(以下同じです。)

4. 損失額には、損害を受けた住宅等の原状回復費用(修繕費)が含まれます(以下同じです。)

② 取得価額が明らかでない場合

住宅の所在する地域及び構造の別により、裏面の別表1「地域別・構造別の工事費用表」により求めた住宅の1㎡当たりの工事費用に、その住宅の総床面積(事業用部分を除く。)を乗じた金額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = [(\text{1㎡当たりの工事費用} \times \text{総床面積}) - \text{減価償却費}] \times \text{被害割合}$$

(注) 別表1「地域別・構造別の工事費用表」について、該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用として差し支えありません。

2. 家財に対する損失額の計算(生活に通常必要な動産で、3に該当するものを除きます。)

① 取得価額が明らかな場合

各家財の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

② 取得価額が明らかでない場合

家族構成等の別により裏面の別表2「家族構成別家財評価額」により求めた家族構成別家財評価額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家財評価額} \times \text{被害割合}$$

3. 車両に対する損失額の計算

生活に通常必要な車両に限り、その車両の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

(注) 車両は、生活に通常必要な資産と認められる場合に、雑損控除の対象となります。

生活に通常必要であるかどうかについては、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が、専ら通勤に使用しているなど、車両の保有目的、使用状況等を総合勘案して判断することになります。

別表1 地域別・構造別の工事費用表(1㎡当たり)

	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
	千円	千円	千円	千円
青森	139	134	263	166
岩手	143	222	183	175
宮城	146	146	167	177
福島	149	143	199	172
茨城	154	204	179	186
全国平均	158	214	198	195

別表2 家族構成別家財評価額

世帯主の年齢	夫	婦	独	身
歳	万円		万円	
～ 29	500		300	
30 ～ 39	800			
40 ～ 49	1,100			
50 ～	1,150			

(注) 大人(年齢18歳以上)1名につき130万円を、子供(年齢18歳未満)1名につき80万円を加算します。

(注) この他の都道府県については、最寄りの税務署にお問い合わせください。

参考: 「建築統計年報 平成22年度版」(国土交通省総合政策局情報安全・調査課建設統計室)を基に国税庁で計算

別表3 被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘要
			住宅	家財	
損	全壊・流出・埋没・倒壊		%	%	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合をいいます。
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100	
	半壊		50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合をいいます。
	一部破損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合をいいます。
浸	床上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかわり割合を使用します。 なお、長期浸水(24時間以上)の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床上 1m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
水	床上 50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	・床上とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 ・二階建以上とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床上 50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
床下		15 (0)	-		

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、津波による流出で「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

参考 住宅の償却率(旧定額法)

建物の構造	耐用年数	償却率	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	70年	0.015	
れんが造、石造又はブロック造	57年	0.018	
金属造	骨格材の肉厚4mm超	51年	0.020
	骨格材の肉厚3mm超4mm以下	40年	0.025
	骨格材の肉厚3mm以下	28年	0.036
木造又は合成樹脂造	33年	0.031	
木骨モルタル造	30年	0.034	

自動車の償却率(旧定額法)

種別	耐用年数	償却率
普通自動車	9年	0.111
軽自動車 (総排気量660cc以下のもの)	6年	0.166

(注) 1. 耐用年数は、通常の耐用年数を1.5倍したものとなっています。
2. 上記以外の資産の償却率については、税務署にお問い合わせください。

このパンフレットの記載内容などに関し、ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお気軽にお問い合わせください(住所地の所轄税務署以外の税務署でも、ご相談を受け付けています。)

また、国税庁ホームページに雑損控除の金額の計算システムを掲載する予定です(平成23年5月2週を予定)。

※ このパンフレットのほか、『東日本大震災により被害を受けられた方へ(所得税関係)』**所01**もご参照ください。